

別表六（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第42条の4第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額」⁵は、当期が平成31年4月1日以後に開始する事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「当期税額基準額」⁸は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「5又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は10」を消します。
$$(7) \times \frac{5 \text{ 又は } 10}{100}$$